

秘密保全法案に関する会長声明

1 政府は、平成24年1月24日に招集された第180回通常国会において秘密保全に関する法制の整備のための法案（以下「秘密保全法案」という）の提出を意図し、同法の制定に向けて審議を始めようとしている。

しかし、同法案は、「国益」の名の下に以下に述べる多くの憲法上の諸権を侵害するものであって、到底容認できないものではない。

2 「知る権利」に対する不当な制約
同法案は、行政機関が①国の安全、②外交、③公共の安全及び秩序の維持の分野で「特別秘密」に指定した情報の公開を制限するが、かかる「特別秘密」の指定権は、行政機関とされおり、当該行政機関と行政機関との悪い情報を「特別秘密」に指定するが、悪意の運用がなされるおそれがある。国政上の重要な情報であっても、一旦「特別秘密」に指定された情報は不開示となり、国民の知る機会を奪われ、その結果、憲法上の権利である「知る権利」が不当に制約されることになる。

3 「取材の自由」、「報道の自由」、「学問の自由」等に対する不当な制約
「特別秘密」の定義は不明確且つ広範である上、処罰対象となる「特定取得行為」の概念も不明確であることから、報道機関関係者は、取材活動や報道活動が処罰対象となるか否かを予測できないうえ、これらにより、記者

が「特別秘密」を保有する取材対象者に秘と
密を尋ねる行為を「教唆」や「扇動」の自
しへい。また、「特別秘密」の取得するものは、民間事
由ない。また、「特別秘密」の作成・取得するものは、民間事
業や含れ「特別秘密」の作成・取得するものは、民間事
情報機関の自由が侵害主義等、特別に、これは、民間事
問の刑法案は、到底相容唆犯の責任主義に、これは、民間事
4 罪同法不明象とは、本た処る。共謀的行為に、ついで、罰則規定は
めて罰念また、基らである。さらには、予るす上、引よ強バシ
処罰念また、基らである。さらには、予るす上、引よ強バシ
処理また、基らである。さらには、予るす上、引よ強バシ
は、わらである。さらには、予るす上、引よ強バシ
か原則である。さらには、予るす上、引よ強バシ
もである。さらには、予るす上、引よ強バシ
10年を、さらには、予るす上、引よ強バシ
5 プラ適法たの懲戒

4

5

